

事業用自動車総合安全プラン2009 ～各団体等における取組状況～

- （社）日本バス協会（資料 2-1）
- （社）全国乗用自動車連合会（資料 2-2）
- （社）全国個人タクシー協会（資料 2-3）
- （社）全日本トラック協会（資料 2-4）
- （独）自動車事故対策機構（資料 2-5）

バス事業における総合安全プラン2009

平成21年6月17日 策定
社団法人日本バス協会

交通事故は、一瞬にして被害者の生命や可能性を奪うのみならず、その家族に対しても多大な精神的、経済的な負担や苦しみを強いるものである。また、加害者側においても、社会的制裁や信用の失墜に直面することとなる。

バス事業に関わるすべての者は、常にこのことを肝に銘じ、交通事故を防止するために取りうる限りの手を尽くさなければならない。

交通安全対策については、現在、「第8次交通安全基本計画（平成18年～22年）」に基づき、平成22年までに交通事故死者数を5,500人以下とする目標を掲げ、官民一体となった取り組みをしているが、平成20年に同目標を達成した。また、平成15年からの10年間で交通事故死者数を5,000人以下にするという政府目標についても、その実現が間近となっている。

一方、自動車運送事業においては、事故件数、死者数ともに、自家用自動車と比べると減少の歩みが遅いのが現状である。

このような状況を踏まえ、平成21年3月、国土交通省に設置されている「自動車運送事業に係わる安全対策検討委員会」報告において、今後10年間を見据えた「事業用自動車総合安全プラン2009」について提言がなされた。

日本バス協会は、本提言を踏まえ、今後10年間を「事故削減のための集中期間」と位置づけ、次のとおり取り組みを進めることとした。

I. バス事業に係る事故等削減目標

1. 平成30年における交通事故死者数をゼロとする。
2. 平成30年における人身事故件数を1,800件以下とする。
3. 飲酒運転をゼロとする。

II. 目標の達成に向けて当面講ずべき施策

上記の目標を達成するため、当面、以下の取り組みを行うこととする。

1. 運輸安全マネジメントについて

(1) 運輸安全マネジメントの定着化

会員事業者は、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、講習会等に積極的に参加する。

(2) 運輸安全マネジメント講習

地方バス協会が主催する会員事業者を対象とした講習会を定期的実施する。

ただし、平成21年度は、主として、乗合車両を100両以上保有する事業者及び高速路線バス運行事業者を対象に実施する。

(3) 中小規模事業者向け手引の作成

日本バス協会において、運輸安全マネジメントの取組を容易に行えるよう、わかりやすい手引を作成し、配布する。

(4) バス協会職員等に対する研修

- ・国土交通大学校における運輸安全マネジメントについての研修へ職員を派遣する。
- ・必要に応じて国土交通省職員を招聘しての研修等を実施する。

2. 運行管理者について

(1) 運転者に対する指導・監督内容の明確化

運行管理者が運転者に対して、実効性のある指導・監督を行えるよう、国土交通省が作成する「指導・監督マニュアル」を周知徹底する。

(2) 指導・監督の実施の記録及び保存の義務付け

運行管理者が運転者に対して行う指導・監督の実施の記録及び当該記録の保存について周知徹底する。

(3) 運行管理者の補助者の権限等の明確化

運行管理者の補助者の権限等に関し、以下の点を周知徹底する。

- ・補助者が行う業務については、運行管理者の指揮命令の下で行われるべきものであり、補助者が点呼を行った際、特異事案が発生した場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否に関し指示を仰ぐべきこと。
- ・補助者が行った業務の責任は運行管理者にあり、法令違反等が確認された場合には、運行管理者が運行管理者資格者証の返納等の処分を受けること。

(4) 映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化を推進する。

(5) IT点呼に係る要件の拡大

国土交通省における新たなIT点呼実施の実証実験結果を踏まえたIT点呼実施に係る要件拡大の検討を踏まえて、バス事業での実用化について検討する。

3. 飲酒運転の根絶について

(1) 「飲酒運転防止マニュアル」による対応を徹底する。

(2) ASK（アルコール薬物問題全国市民会議）主催のインストラクター講習会受講を推進する。

4. 車内事故防止対策について

(1) 「シートベルト着用」、「ゆとり乗降」について、利用者の理解を求める等、車内事故防止対策を徹底する。

(2) 乗合事業者は、安全マネジメントにおいて、削減目標を明確にする。

(3) 継続して「車内事故防止キャンペーン」を実施する。

5. 事故情報の活用について

国土交通省が創設するメールマガジン「事業用自動車安全通信」を積極的に活用する。

6. 運転者対策の充実について

(1) 運転者の健康管理の徹底

国土交通省が作成する健康状態に応じた乗務可否の判断の基準等を示した指針（ガイドライン）を積極的に活用する。

(2) 新規採用運転者に対する事故歴等の把握及び措置

- ・運転者として新たに採用する者については、採用時に運転記録証明書や無事故無違反証明書を確認し、過去の事故及び違反歴を把握した上で、それに応じた指導を徹底する。この場合において、自動車運送事業に係る一定の事故歴を有する者にたいしては、適性診断（特定診断）を確実に受診させる。

7. 旅行業者等への対策について

旅行業界との意見交換会等あらゆる機会を捉えて、発注にあたって旅行行程等が安全運行に支障をきたすことの無いよう理解を求める。

8. 車両の新技术の開発に対する協力について

(1) 新たな予防安全技術の普及促進

先進安全自動車（A S V）推進計画に基づき、産学官連携の下、広報活動等を通して実用化されているA S V技術の普及を促進する。

(2) 居眠り等のドライバーの状態検知技術、通信技術を利用したドライバーへの警報支援装置等の開発・実用化について協力する。

9. 点検整備の充実について

(1) 大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、整備管理者は、確実な点検整備を徹底し、自動車点検整備推進運動において、重点点検を実施する。

(2) ホイール取り付け方法について、I S O方式への一元化が進められる状況において、混在するJ I S方式とI S O方式それぞれにおける確実な点検整備の方法等を周知徹底する。

10. 貸切バス事業者の安全性に関する評価・認定制度について

貸切バス事業者の安全性に関する評価・認定制度の創設に伴う体制について検討を進め、実施に移す。

11. 道路交通環境の改善

地方バス協会を中心として、以下の事項について具体的な改善箇所等の情報を収集し、関係当局に対して改善要望を行う。

(1) 事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号器改良等

- (2) 通学路における歩道の整備やカラー舗装、防護柵の設置等
- (3) 生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのクランクやハンプ等の整備による、歩行者等の安心・安全の確保
- (4) 防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理の実施

1 2. 車両火災等緊急時における安全な乗客の避難誘導等について

「車両火災等緊急時における対応マニュアル」を速やかに策定し、これによる対応を徹底する。

1 3. バスジャック・テロ対策について

- (1) 「バスジャック統一对応マニュアル」による対応を徹底する。
- (2) 関係者間における緊急連絡体制を整備する。
- (3) 関係当局から、テロ対策等について要請があった場合には、積極的に協力する。

1 4. その他

- (1) 薬物対策について検討の上、実施に移す。

全乗連発第97号
平成21年9月17日

協会長各位

(社)全国乗用自動車連合会
会長 富田 昌孝
交通安全委員会
委員長 荻野 隆義

「ハイ・タク事業における総合安全プラン2009」について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近年の自動車に係る交通事故の発生状況は、死者数が年々減少し、事故件数についても、平成16年をピークとして着実に減少している状況にあり、平成22年までに交通事故死者数を5,500人以下とする「第8次交通安全基本計画」の目標を2年前倒しで達成しております。これを受けて政府は、今後10年間を目途に平成20年の交通事故死者数から半減させ、2,500人以下とする新たな政府目標を設定しました。

一方、事業用自動車全体としての交通事故の発生状況は、自動車全体での死亡事故件数、全事故件数が着実に減少している状況と比べて減少の歩みが遅い状況であり、更にハイ・タクによる死亡事故件数、全事故件数の発生状況は高止まりしている厳しい状況にあります。言うまでもなく、公共の道路を利用して旅客を輸送するハイ・タク業界にとって交通安全及び交通事故防止は、社会に対する責任であり、積極的に取り組む使命があります。

このような状況を踏まえ、昨年国土交通省に設置された「事業用自動車に係る総合安全対策検討委員会」は、事業用自動車の安全対策について検討を重ねた結果、本年3月「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定し、国土交通省及び関係業界においては、今後10年間を「事故削減のための集中期間」と位置付け、事業用自動車に係る事故の削減に取り組むことが必要であるとの提言がなされました。

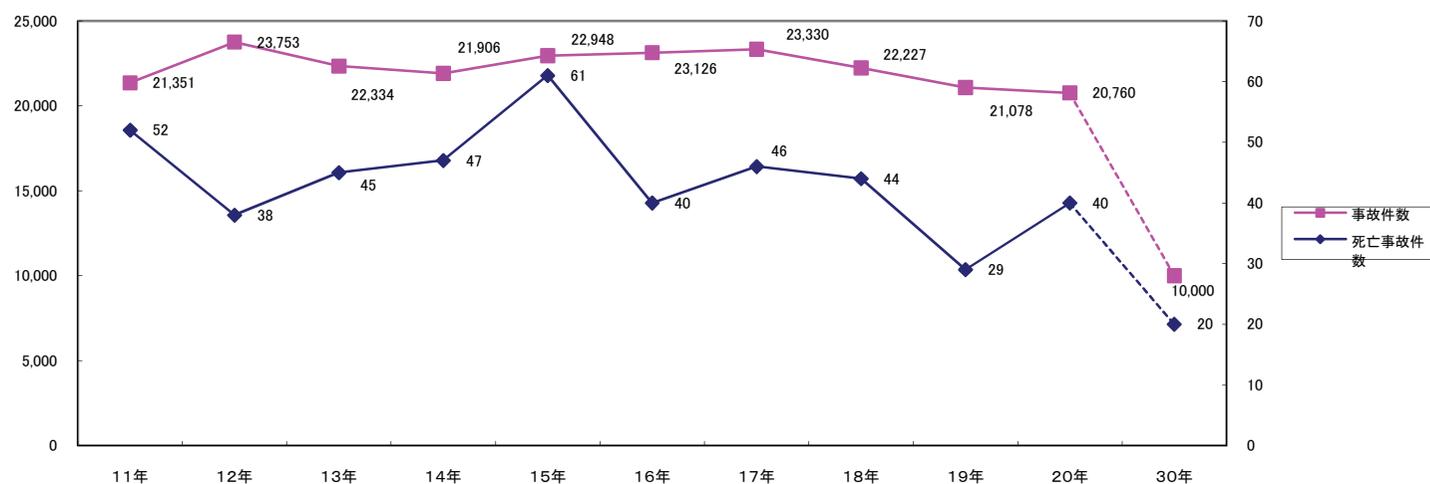
今後、全国乗用自動車連合会は、本提言を踏まえ、今後10年間に向けた別添の「ハイ・タク事業における総合安全プラン2009」を策定し、交通事故の削減及び飲酒運転の根絶に向け全力で取り組むこととします。

ハイ・タク事業における総合安全プラン2009

1 法人タクシーの交通事故件数の推移

平成11年以降の法人の第1当事者の交通事故件数は、平成12年に23,753件という最悪を記録して以降増減を繰り返していたが、平成18年以降は減少している。また、死亡事故件数は、平成15年の61件をピークに減少傾向となり、平成19年は29件と減少したが、平成20年は40件と増加に転じた。

法人のタクシー事故件数等の推移



2 交通事故削減目標

今後10年間に交通事故削減の集中期間と位置付け、法人タクシーが有責(第1当事者)となる交通死亡事故件数(死者数)及び交通事故件数を半減させることとする。

- ① 平成30年までに交通死亡事故件数(死者数)を20件(平成25年までに30件)(人)以下にする。
- ② 平成30年までに交通事故件数を10,000件(平成25年までに15,000件)以下にする。
- ③ 飲酒運転ゼロにする。

* ちなみに都道府県別の交通事故削減目標は別紙のとおり。

3 目標の達成に向けて当面講ずべき施策

取り組むべき課題	施策	実施の目途	全タク連が講ずる措置
1 安全マネジメント (1) 評価対象の中小規模事業者への拡大	[国土交通省] 安全マネジメントの評価の対象を(安全統括管理官等の義務付け対象外である)中小規模事業者にも拡大 この場合、以下のような安全性のレベルが低い(社会的に影響の大きい事故を惹起したなど)事業者から優先的に実施 ○ 第一当死亡事故を惹起した事業者	年 内	輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善(いわゆるPDCAサイクル)を活用して、事業所全体の安全の確保・向上を継続的に図ることの重要性を各種会議等を通じて徹底し、定着化を図る。 また、評価の対象が中小規模事業者にも拡大することを周知・啓発活動を行う。
(2) NASVAの活用	[国土交通省、NASVA] 安全マネジメント評価に当たって、NASVAを活用	年 内	都道府県タクシー協会が運輸(支)局等と連携し、事業者を対象とした講習会を定期的にする。 また、NASVAが開催する講習を積極的に活用する。
(3) 安全マネジメント講習	[事業者団体] 安全マネジメントを浸透させるための講習会を定期的に(例、半期毎等)に実施 また、NASVAの実施する安全マネジメント講習等の受講費用に対する助成を拡充	1～2年以内	
(4) 中小規模事業者向け手引の作成	[事業者団体] 中小規模事業者が安全マネジメントの取り組みを容易に行えるよう分かりやすい手引きを作成	1～2年以内	全タク連において、運輸マネジメントへの取り組みが容易に行えるようわかりやすい手引きを作成し配布する。
(5) 事業者団体職員等に対する研修	[国土交通省] 事業者団体の職員等に対し、安全マネジメントについて、国土交通大学における研修、国土交通職員を派遣しての研修等を実施	21年度から	都道府県タクシー協会からの希望者又は推薦された職員を派遣する。 また、国土交通省職員を招聘しての研修等を実施する。
(6) 安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与	[国土交通省] 安全マネジメント評価の結果、安全マネジメント体制が整っていると認められる自動車運送事業者に対しては、監査周期を延期	年 内	周知する。
	[国土交通省] 各モードの優良評価制度との整合性を図りつつ、安全マネジメント評価の結果が優良な事業者に対し、事業者名の公表及び行政手続	中長期	

	き上の優遇措置等を講ずることを検討		
2 運行管理制度 (1) 運転者に対する指導・監督内容の明確化	[国土交通省] 運行管理者が運転者に対して、「指導・監督指針」(告示)に従って実効性のある指導・監督を行えるよう指導・監督マニュアルを作成	21年度内	指導・監督マニュアルを活用し、徹底した運行管理業務を行い、安全な運行を確保するよう周知・啓発活動を行う。
(2) 指導・監督の実施の記録及び保存の義務付け	[国土交通省] 省令を改正し、運行管理者が運転者に対して行う指導・監督の実施の記録及び当該記録の保存を義務付け	21年夏	運行管理者が運転者に対して行う指導・監督の実施の記録・保存について周知徹底する。
(3) 上級講習(仮称)	[NASVA等の講習実施機関] 運行管理者の更なるスキルアップのため、以下の内容をカリキュラムとする実践的な運行管理者講習(上級講習)の実施を検討 ○ ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等の新技術の運行管理への活用 ○ 運行管理者が、適性診断に基づき適切な指導を行うための指導方法等	1～2年以内	ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化を推進する。
(4) 運行管理者試験における出題等の見直し	[(財)運行管理者試験センター] 運行管理者試験について、より効果的に実務上の知識及び能力を問うことができるよう出題及び配点を見直し	21年度見直し 22年度試験より実施	必要に応じ意見を提出する。
(5) 運行管理者の補助者の権限等の明確化	[国土交通省] 運行管理者の補助者の権限等に関し、以下の点を明確化するため、関係通達を改正 ○ 補助者が行う業務については、運行管理者の指揮命令の下で行われるべきものであり、補助者が点呼を行った際、特異事案が発生した場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否に関し指示を仰ぐべきこと ○ 補助者が行った業務の責任は運行管理者にあり、法令違反等が確認された場合には、運行管理者が運行管理者資格者証の返納等の処分を受けること	21年夏	周知・啓発活動を行う。

<p>(6) 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け</p>	<p>[国土交通省] 飲酒運転根絶のため、以下のとおり省令・通達を改正 ○ 点呼(出庫時、帰庫時及び出先等で対面点呼が行えない場合を含む全ての点呼)に当たっては、アルコールチェッカーを用いて、乗務員の酒気帯びの有無を確認し、記録しなければならないこと ○ アルコールチェッカーが反応した場合は、乗務を禁止しなければならないこと ○ 出先等で対面点呼が行えない場合には、乗務員にアルコールチェッカーを携行させなければならないこと</p>	<p>21年度内に改正 改正1年後施行</p>	<p>改正道路交通法の施行により、運転免許の欠格期間の延長を始めとする飲酒運転に対する行政処分の強化について周知徹底する。 また、全ての点呼時におけるアルコール検知器による確認結果を記録するよう周知徹底する。</p>
<p>(7) 運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育</p>	<p>[NASVA等の講習実施機関] 運転者に対する飲酒運転防止の指導を充実させるため、関係機関と協力して、アルコールに関する専門的な教育を運行管理者講習等で実施</p>	<p>22年度から</p>	<p>ASK(アルコール薬物問題全国市民会議)主催の「インストラクター講習会」受講を推進する。</p>
<p>(8) 運行記録計の義務付けの拡大</p>	<p>[国土交通省] 平成18年の運行記録計の義務付け指定地域拡大における事故、過労運転等の発生状況等を踏まえつつ、更なる地域の拡大について検討</p> <hr/> <p>[国土交通省] 過労防止以外の観点(安全対策・環境対策等)から運行記録計の必要性、活用方策について検討し、これを踏まえ義務付け範囲の拡大について検討</p>	<p>1～2年以内</p> <hr/> <p>中長期</p>	<p>周知する。</p>
<p>(9) 映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化</p>	<p>[国土交通省] 映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計、GPS-AVMといったIT機器を活用し、安全対策・環境対策の推進、経営の効率化等、運行管理の高度化を一体的に進めるため、機器の仕様の作成、導入インセンティブの付与等更なる普及方策について、必要な検討を実施</p>	<p>1～2年以内</p>	<p>ドライブレコーダ、GPS-AVM等の導入促進を図る。</p>

<p>3 事故情報の活用充実 (1) 業界全体での事故情報の共有</p>	<p>[国土交通省] 業界全体で事故情報を共有化するため、以下の情報を発信するメールマガジン「自動車安全(仮称)」を創設 ○ 重大事故の発生状況等(事故速報に基づくもの) ○ 「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において行う社会的に影響の大きい重大事故の要因分析結果等</p>	<p>6月1日</p>	<p>メールアドレスの登録を推進し、各事業所は、メールマガジン「事業用自動車安全通信」を事業所内における交通事故防止に活用する。</p>
<p>(2) 事故速報の報告範囲及び報告時期の見直し</p>	<p>[国土交通省] 「自動車事故報告規則」(省令)を次のとおり改正 ○ 事故速報の報告範囲の拡大 ○ 事故速報の報告時期の迅速化</p>	<p>21年夏</p>	<p>報告漏れのないよう周知・啓発活動を徹底する。</p>
<p>4 運転者対策の充実・強化 (1) 運転者の健康管理に係る指針の作成</p>	<p>[国土交通省] 運転者に多い疾病、運行管理上の観点から把握すべき症状、それらが運行に及ぼす影響等を医学的な見地から調査・分析 これに基づき、健康状態に応じた乗務可否の判断の基準等を示した指針(ガイドライン)を作成 また、当該ガイドラインにおいて、健康診断で異常が認められた乗務員に対し、再検査の受診結果の提示を求めるべきことなどを明確化</p> <hr/> <p>[国土交通省] 事業者団体等を通じて、上記ガイドラインの徹底及びフォローアップを実施</p>	<p>21年度内</p> <hr/> <p>21年度以降</p>	<p>ガイドラインを活用して、健康状態に起因する交通事故防止を徹底するよう周知・啓発活動を行う。</p>
<p>(2) 事故歴等の把握</p>	<p>[国土交通省] 新規採用運転者の指導・監督に関して、以下のとおり告示・通達を改正 ○ 運転者として新たに採用する者については、採用時に運転記録証明書や無事故無違反証明書を確認し、過去の事故及び違反歴を把握した上で、それに応じた指導を徹底すべきこと ○ 自動車運送事業に係る事故歴を把握した場合には、適性診断(特定診断)を確実に受診させること</p>	<p>21年夏</p>	<p>無事故無違反証明書等から違反の有無を確認し、それに応じた指導を徹底するよう周知・啓発活動を行う。</p>

<p>5 事後チェック機能の充実・強化 (1) 監査要員の増員</p>	<p>[国土交通省] 平成21年度において、監査要員を28人増員するとともに、引き続き監査要員の増員を図り、監査体制の強化を推進</p>	<p>継 続</p>	
<p>(2) 効率的な監査の実施</p>	<p>[国土交通省] 監査の効率化を図るため、臨店監査(特別監査を除く。)の実施に当たっての重点項目を監査端緒毎に明確化</p>	<p>21年夏</p>	
	<p>[国土交通省、タクシーセンター] タクシー事業について、東京地域においても、タクシーセンターからの街頭指導等の情報に基づく監査を実施 更に、東京、大阪地域以外においてタクシー業務適正化事業実施機関が指定された場合には、当該地域においても実施を検討</p>	<p>1～2年以内</p>	<p>周知する。</p>
<p>(3) 監査における関係省庁間の連携</p>	<p>[国土交通省] 労働局との合同監査・監督の充実を図るため、厚生労働局との間で監査方針を統一</p>	<p>21年夏</p>	
<p>(4) 行政処分対象の拡大</p>	<p>[国土交通省] 以下の場合について、道路運送法等に基づく行政処分の対象に追加 ○ 旅客事業について、最低賃金法に違反している場合 ○ 旅客事業について、社会保険等未加入である場合</p>	<p>年 内</p>	<p>周知・啓発活動を行う。</p>
<p>(5) 処分基準の強化</p>	<p>[国土交通省] 飲酒運転が行われた場合には、他の悪質違反の場合に比し、より重い行政処分を課すことができるよう処分基準を強化</p>	<p>年 内</p>	<p>処分基準の強化について周知・啓発活動を行う。</p>
	<p>[国土交通省] その他、法令違反等の実態を踏まえ、労働関係・社会保険関係の法令違反を含め処分基準を強化</p>	<p>年 内</p>	

(6) 処分逃れの防止	<p>[国土交通省] 処分逃れ対策として、以下のとおり処分基準の改正等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査対象営業所の配置車両数を他の営業所に移した場合、移した先の営業所に対しても行政処分を実施 ○ 処分対象事業者が車両、運転者等を一体としてグループ会社、休眠会社等に移している場合等、処分対象事業者と車両移転先事業者との間に事業の継続性及び同一性が認められるものについて、営業譲渡が行われたものとして、車両異動先事業者に対しても、行政処分を実施、違反点数を承継 <p>また、必要な場合には、処分逃れをした事業者及びその経営者等を道路運送法等の違反容疑で刑事告発を実施</p>	年 内	周知・啓発活動を行う。
	<p>[国土交通省] タクシー事業者に対する行政処分について、法令違反に基づく処分量定に遊休車両数に応じた使用停止処分を加算することにより処分の実行性を確保</p>	年 内	
6 車両の安全基準 アルコール・インターロック装置の普及	<p>[国土交通省] 内閣府の行う常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究・各種検証の結果を踏まえ、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針(案)を最終化</p>	22年度中	周知する。
	<p>[国土交通省] 呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針に基づき、適合品をユーザが容易に識別できるように装置の認定制度の創設等を行い、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の普及を促進</p>	22年度から	
	<p>[国土交通省] 手の汗に含まれるアルコールを検知し飲酒運転を防止するなど新たな技術開発を促進</p>	21年度から	
7 整備の充実・強化（整備管理の徹底）	<p>[国土交通省] 整備管理者研修等において、平成19年改正の整備管理者に係る新制度の周知徹底を図</p>	1～2年以内	

	<p>るとともに、点検整備実施率の向上、整備管理者研修受講率の引き上げ、事故の再発防止策の徹底のため、整備管理者研修を充実</p> <p>[国土交通省] 点検整備実施率の向上のため、処分基準を強化</p>	年 内	周知する。
8 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備	<p>[国土交通省] 事業者や運転者の安全性、サービス水準等に関する評価制度(ランク制度)の導入・改善等、安全性も含めた事業者等の優劣が判別できるような方法について検討</p>	21年度内	周知する。
	<p>[国土交通省、タクシーセンター] 事業者や運転者毎の事故率等のデータを活用して、安全性に問題のある事業者や運転者について、タクシーセンターで整備している乗り場や駅構内施設等への入構を制限することについて検討</p>	21年度内	
	<p>[国土交通省] 苦情への対応に関する情報の開示及び行政処分に関する情報開示の更なる充実</p>	21年度内	
9 道路交通環境の改善	<p>[国土交通省・警察庁] 事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等 通学路における歩道の整備やカラー舗装、防護柵の設置等 生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのクランクやハンプ等の整備による歩行者等の安心・安全の確保 防護策や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理を実施等</p>	継 続	都道府県タクシー協会、事業者等は、事故の発生が多い交差点の改良、歩道の整備、中央帯の設置、信号機の改良等具体的な改善箇所等の情報を収集し、関係当局に対して改善要望を行う。

都道府県別交通事故削減目標

局名	県名	死亡事故件数		全事故件数	
		平成20年	平成30年(目標)	平成20年	平成30年(目標)
北海道	北海道	3	1	996	470
東北	青森	1	0	146	70
	岩手	0	0	64	30
	宮城	1	1	263	125
	秋田	0	0	37	20
	山形	0	0	55	30
	福島	0	0	123	60
	計	2	1	688	335
関東	茨城	3	1	91	40
	栃木	1	0	61	30
	群馬	0	0	91	40
	埼玉	1	1	606	290
	千葉	1	1	502	240
	東京	8	4	6,072	2,880
	神奈川	3	2	1,703	810
	山梨	0	0	46	20
計	17	9	9,172	4,540	
北陸信越	新潟	0	0	127	60
	富山	0	0	10	5
	石川	1	0	113	50
	長野	1	0	114	50
	計	2	0	364	170
中部	福井	0	0	28	15
	岐阜	0	0	93	45
	静岡	1	1	470	220
	愛知	1	1	839	400
	三重	0	0	78	35
	計	2	2	1,508	715
近畿	滋賀	0	0	65	30
	京都	1	1	742	350
	大阪	2	1	2,083	990
	兵庫	2	1	832	395
	奈良	0	0	66	30
	和歌山	0	0	83	40
	計	5	3	3,871	1,835
中国	鳥取	0	0	17	10
	島根	0	0	18	10
	岡山	1	0	208	95
	広島	0	0	436	200
	山口	1	1	115	50
	計	2	1	794	355
四国	徳島	0	0	58	30
	香川	0	0	118	55
	愛媛	3	1	129	60
	高知	0	0	89	40
	計	3	1	394	185
九州	福岡	2	1	1,447	680
	佐賀	0	0	89	40
	長崎	0	0	274	130
	熊本	0	0	217	100
	大分	1	0	144	65
	宮崎	0	0	152	70
	鹿児島	0	0	211	100
	計	3	1	2,534	1,185
沖縄		1	1	439	210
全国計		40	20	20,760	10,000

(注)1. 平成30年の目標件数は、平成20年の件数に0.475を乗じて算出した値を調整した。

2. 平成20年の数値は、警察庁交通企画課調べ

個人タクシー事業における総合安全プラン2009

平成21年6月24日 策定
社団法人 全国個人タクシー協会

交通事故の発生については、交通事故全体で見ると、平成16年をピークに事故件数・死者数とも近年着実に減少しています。

現在、「第8次交通安全基本計画（平成18年～22年）」に基づき、平成22年までに交通事故死者数を5,500人以下とする目標を掲げ、官民一体となった取り組みをしていますが、すでに平成20年に同目標を達成しています。また、平成15年からの10年間で交通事故死者数を5,000人以下にするという政府目標についても、十分に達成可能な水準で推移しています。

しかしながら、事業用自動車に限ってみると、事故件数・死者数ともに、自家用自動車に比べて減少の歩みが遅いのが現状となっています。のみならず、飲酒運転や健康に起因する事故など、事業用としてあるまじき事故も発生しています。

こうしたことから、国土交通省・自動車交通局では、昨年11月に「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」を設置して検討を進め、その報告書に基づき、本年3月に「事業用自動車総合安全プラン2009」をとりまとめ、国土交通省等及び関係業界において、安全対策の計画的・積極的な推進を提言しています。

もとより、安全性の確保は旅客自動車運送事業の最大の責務です。とりわけ、安全・安心を標榜する個人タクシー事業にとっては、安全・安心が故に誕生し、安全・安心が故に発展してきたのであり、揺るぎない安全性の確保こそが個人タクシー事業の存立基盤であります。これまでも、これからも、安全運行・事故防止への絶えざる取り組みをしていかなければなりません。

こうした強い決意をもち、全国個人タクシー協会は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げられた目標の達成に向けて、次のとおり「個人タクシー事業における総合安全プラン2009」をとりまとめました。

今後、全国個人タクシー協会は、このプランに基づき、事故削減のための施策に総力で取り組むこととします。

I. 個人タクシー事業にかかる事故等削減目標

1. 毎年、死亡事故件数（第1当事者）ゼロをめざします。
2. 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。
3. 人身事故件数（第1当事者）を平成25年までに1,260件以下（25%減）、平成30年までに840件以下（50%減）をめざします。

II. 目標の達成に向けて当面講ずべき施策

上記I.の目標を達成するため、当面、以下の取り組みを実施します。

1. 安全マネジメントについて

(1) 安全マネジメントの周知・啓発

個々の個人タクシー事業者、協同組合等の各団体において、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう、周知徹底を図ります。

また、関連セミナー等に積極的に参加するとともに、理事会、委員会等の際に、安全マネジメントを浸透させるための講習会を実施します。

(2) NASVAの活用、安全マネジメント講習

平成18年9月に、日常的な安全運行・事故防止の指導活動をすることを目的に「安全運行指導員制度」を導入し、同指導員の認定要件として、NASVAの一般講習の受講を義務付けています。その徹底とともに、NASVAの協力を得て、タクシー事業に重点を置いた講習にするなど、一般講習内容の充実を検討します。

また、協同組合等の各団体において、ナスバネット（インターネット適性診断システム）を導入するよう推進します。

(3) 中小規模事業者向け手引の作成

冊子「安全運行指導員：活動マニュアル」（平成21年2月発行）の内容充実を図り、協同組合等の各団体、安全運行指導員あて配付します。

(4) 全国個人タクシー協会職員等に対する研修

国土交通大学校における安全マネジメントについての研修へ役員及び職員を派遣します。必要に応じて、理事会、委員会等の際に、国土交通省職員を招聘しての研修等を実施します。

2. 運行管理者制度について

(1) 運転者に対する指導・監督内容の明確化

運行管理者を安全運行指導員、運転者を個々の個人タクシー事業者とみなし、安全運行指導員が事業者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう、国が作成する「指導・監督マニュアル」を周知徹底します。

(2) 運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育

協同組合等の各団体において、ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）等、関係機関の講習会受講を推進します。

機関紙「全個協」等で飲酒運転の根絶について指導します。

(3) 映像記録型ドライブレコーダを活用した運行管理の高度化

安全対策の推進のためドライブレコーダの導入を推進します。協同組合等の各団体において、費用の助成措置をするよう検討します。

3. 事故情報の活用充実について

(1) 業界全体での事故情報の共有

年間の個人タクシーの事故発生状況を各団体へ報告するほか、重大事故等が発生した場合は、事故概要・原因等を迅速に報告し注意を喚起します。

また、国土交通省が創設するメールマガジン「自動車安全（仮称）」を積極的に活用します。

4. 事故防止対策について

(1) 各団体での事故削減目標の明確化

協同組合等の各団体において、全国個人タクシー協会の策定した事故削減目標に基づき、削減目標を明確にします。

(2) 交通安全運動の実施

継続して全国個人タクシー協会主催の「交通安全運動」（毎年9～10月2ヵ月間）を実施します。

(3) 車内事故防止対策の徹底

「シートベルト着用」、「防犯カメラ設置」等について利用者の理解を求める等、車内事故防止対策を徹底します。

(4) 車両の点検整備の徹底

車両の点検整備、運行に際しての日常点検整備を徹底します。

5. 運転者対策の充実・強化について

(1) 運転者の健康管理に係る指針の作成

国により作成されるガイドラインを周知徹底します。

安全サービス委員会において、運転業務に伴う疾病や身体に及ぼす影響、健康管理に関する情報を収集し、対策を検討します。

6. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備について

(1) タクシー事業

平成10年より、安全性やサービス水準に関して評価・認定する優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）を実施しており、その一層の内容充実を図ります。

また、国の評価制度（ランク制度）に係る体制を整備します。

7. 道路交通環境の改善について

各団体（各地域）において、事業者から具体的な改善箇所等の情報を収集し、関係当局に対して改善要求を行います。

「事業用自動車総合安全プラン2009」と全個協「総合安全プラン2009」の対比表

事業用自動車プラン2009(個人タクシー関連抜粋)		全個協プラン2009
今後取組むべき課題	施策	全個協の取組み
1. 安全マネジメント (1) 評価対象の中小規模事業者への拡大	【国土交通省】 安全マネジメントの評価の対象を(安全統括管理者等の義務付け対象外である)中小規模事業者にも拡大。 この場合、以下のような公共性の高い事業者及び安全性のレベルが低い(社会的に影響の大きい事故を惹起した等)事業者から優先的に実施。	1. 安全マネジメントについて (1) 安全マネジメントの周知・啓発 個々の個人タクシー事業者、協同組合等の各団体において、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう、周知徹底を図ります。 また、関連セミナー等に積極的に参加するとともに、理事会、委員会等の際に、安全マネジメントを浸透させるための講習会を実施します。 (2) NASVAの活用、安全マネジメント講習 平成18年9月に、日常的な安全運行・事故防止の指導活動することを目的に「安全運行指導員制度」を導入し、同指導員の認定要件として、NASVAの一般講習の受講を義務付けています。その徹底とともに、NASVAの協力を得て、タクシー事業に重点を置いた講習にするなど、一般講習内容の充実を検討します。 また、協同組合等の各団体において、ナスバネット(インターネット適性診断システム)を導入するよう推進します。 (3) 中小規模事業者向け手引の作成 冊子「安全運行指導員:活動マニュアル」(平成21年2月発行)の内容充実を図り、協同組合等の各団体、安全運行指導員あて配付します。 (4) 全国個人タクシー協会職員等に対する研修 国土交通大学校における安全マネジメントについての研修へ役員及び職員を派遣します。必要に応じて、理事会、委員会等の際に、国土交通省職員を招聘しての研修等を実施します。
(2) NASVAの活用	【国土交通省、(独)自動車事故対策機構(NASVA)】 安全マネジメント評価に当たって、NASVAを活用。	
(3) 安全マネジメント講習	【事業者団体】 安全マネジメントを浸透させるための講習会を、定期的(例:半期毎等)に実施。 また、NASVAの実施する安全マネジメント講習等の受講費用に対する助成を拡充。	
(4) 中小規模事業者向け手引の作成	【事業者団体】 中小規模事業者が安全マネジメントの取組を容易に行えるよう、業態ごとのわかりやすい手引を作成。	
(5) 事業者団体職員等に対する研修	【国土交通省】 事業者団体の職員等に対し、安全マネジメントについて、国土交通大学校における研修、国土交通省職員を派遣しての研修等を実施。	
2. 運行管理制度 (1) 運転者に対する指導・監督内容の明確化	【国土交通省】 運行管理者が運転者に対して、「指導・監督方針」(告示)に従って実効性のある指導・監督を行えるよう、指導・監督マニュアルを作成。	2. 運行管理者制度について (1) 運転者に対する指導・監督内容の明確化 運行管理者を安全運行指導員、運転者を個々の個人タクシー事業者とみなし、安全運行指導員が事業者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう、国が作成する「指導・監督マニュアル」を周知徹底します。

事業用自動車プラン2009(個人タクシー関連抜粋)	
今後取組むべき課題	施策
(2) 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け	<p>【国土交通省】 飲酒運転の根絶のため、以下のとおり省令・通達を改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点呼(出庫時、帰庫時及び出先等で対面点呼が行えない場合を含むすべての点呼)に当たっては、アルコールチェッカーを用いて、乗務員の酒気帯びの有無を確認し、記録しなければならないこと。 ・アルコールチェッカーが反応した場合は、乗務を禁止しなければならないこと。 ・出先等で対面点呼が行えない場合には、乗務員にアルコールチェッカーを携行させなければならないこと。
(3) 映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化	<p>【国土交通省】 映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計、GPS—AVMといったIT機器を活用し、安全対策・環境対策の推進、経営の効率化等、運行管理の高度化を一体的に進めるため、機器の仕様の作成、導入インセンティブの付与等さらなる普及方策について、必要な検討を実施。</p>
<p>3. 事故情報の活用充実</p> <p>(1) 業界全体での事故情報の共有</p>	<p>【国土交通省】 業界全体で事故情報を共有するため、以下の情報を発信するメールマガジン「自動車安全(仮称)」を創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故の発生状況等(事故速報に基づくもの) ・「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において行う、社会的に影響の大きい重大事故の要因分析結果等



全個協プラン2009
全個協の取組み
<p>(2) 運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育 協同組合等の各団体において、ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)等、関係機関の講習会受講を推進します。 機関紙「全個協」等で飲酒運転の根絶について指導します。</p> <p>(3) 映像記録型ドライブレコーダを活用した運行管理の高度化 安全対策の推進のためドライブレコーダの導入を推進します。協同組合等の各団体において、費用の助成措置をするよう検討します。</p>
<p>3. 事故情報の活用充実について</p> <p>(1) 業界全体での事故情報の共有 年間の個人タクシーの事故発生状況を各団体へ報告するほか、重大事故等が発生した場合は、事故概要・原因等を迅速に報告し注意を喚起します。 また、国土交通省が創設するメールマガジン「自動車安全(仮称)」を積極的に活用します。</p>
<p>4. 事故防止対策について</p> <p>(1) 各団体での事故削減目標の明確化 協同組合等の各団体において、全国個人タクシー協会の策定した事故削減目標に基づき、削減目標を明確にします。</p> <p>(2) 交通安全運動の実施 継続して全国個人タクシー協会主催の「交通安全運動」(毎年9～10月2か月間)を実施します。</p>

事業用自動車プラン2009(個人タクシー関連抜粋)	
今後取組むべき課題	施策
4. 運転者対策の充実・強化 運転者の健康管理に係る指針の作成	【国土交通省】 運転者に多い疾病、運行管理上の観点から把握すべき症状、それらが運行に及ぼす影響等を医学的な見地から調査・分析。これに基づき、健康状態に応じた乗務可否の判断の基準等を示した指針(ガイドライン)を作成。また、当該ガイドラインにおいて、健康診断で異常が認められた乗務員に対し、再検査の受診結果の提示を求めるべきこと等を明確化。 【国土交通省】 事業者団体等を通じて、上記ガイドラインの徹底及びフォローアップを実施。
9. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備 (1) タクシー事業	【国土交通省】 事業者や運転者の安全性、サービス水準等に関する評価制度(ランク制度)の導入・改善等、安全性も含めた事業者等の優劣が判別できるような方法について検討。 【国土交通省、タクシーセンター】 事業者や運転者ごとの事故率などのデータを活用して、安全性に問題のある事業者や運転者について、タクシーセンターで整備している乗り場や駅構内施設等への入構を制限することについて検討。 【国土交通省】 苦情への対応に関する情報の開示及び行政処分に関する情報開示のさらなる充実。
10. 道路交通環境の改善	【国土交通省】 事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号器改良等。



全個協プラン2009
全個協の取組み
(3) 車内事故防止対策の徹底 「シートベルト着用」、「防犯カメラ設置」等について利用者の理解を求める等、車内事故防止対策を徹底します。 (4) 車両の点検整備の徹底 車両の点検整備、運行に際しての日常点検整備を徹底します。
5. 運転者対策の充実・強化について (1) 運転者の健康管理に係る指針の作成 国により作成されるガイドラインを周知徹底します。 安全サービス委員会において、運転業務に伴う疾病や身体に及ぼす影響、健康管理に関する情報を収集し、対策を検討します。
6. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備について (1) タクシー事業 平成10年より、安全性やサービス水準に関して評価・認定する優良個人タクシー事業者認定制度(マスターズ制度)を実施しており、その一層の内容充実を図ります。 また、国の評価制度(ランク制度)に係る体制を整備します。
7. 道路交通環境の改善について 各団体(各地域)において、事業者から具体的な改善箇所等の情報を収集し、関係当局に対して改善要求を行います。

**「事業用自動車総合安全プラン2009」
全日本トラック協会におけるこれまでの対応について**

① 交通事故防止に関する宣言

2009年3月19日開催の第80回通常総会において、交通事故防止対策を一層徹底し、有責重大事故及び悪質違反の撲滅を業界の総意として宣言(資料1)

② 交通安全に関する中期計画の中間評価

2006年度に策定した「交通安全対策中期計画」について、現状整理及び中間評価を実施(資料2)

③ 会員事業者への本通達の周知徹底

都道府県トラック協会を通じ、会員事業者への周知徹底を図る

④ 「トラック事業における総合安全プラン2009」を取りまとめ中

安全対策検討WGにおいて検討し(3回)、11月の交通対策委員会において取組案を提出

資料1

交通事故防止に関する宣言

トラック運送業界は、これまでも交通事故防止対策に真剣に取り組んできており、平成二十年の事業用トラックの交通事故発生状況は、件数二八、八三八件、死者数四五〇人、負傷者数三七、〇五六人と交通安全対策中期計画の数値目標を二年前倒しで達成したところである。しかしながら、昨年八月三日、本年二月十四日の二回、首都高速道路五号線熊野町カーブ地点において、タンクローリーによる転覆火災事故、海上コンテナセミトレーラによる転覆死亡事故が発生し、大型トラックの安全運行について社会から不安感を持たれかねない状況にあり、さらに未だ飲酒運転による事故の発生も散見されるなど憂慮すべき事態となっている。

現下のトラック運送業界を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあるが、いついかなる時代も安全輸送はトラック運送業界にとっての最優先課題であるという認識をあらためて共有し、政府が、今後十年間を目途に平成二十年の交通事故死者数からさらに半減を目指していることを自らの責務として正面から受け止め、有責重大事故や悪質違反、とりわけ最高速度超過や飲酒運転に起因する重大事故等の撲滅について、決意を新たにすることが喫緊の課題となっている。

そこで、本日ここに、業界の総意として次のとおり交通事故防止宣言を行うものである。

**トラック運送業界の英知と総力を結集して、
交通事故防止対策を一層徹底し、有責重大事故及び
悪質違反の撲滅に向かって邁進しよう！**

右宣言する

平成二十一年三月十九日

社団法人 全日本トラック協会
第八十回 通常総会

【交通安全対策中期計画の数値目標の達成状況】

- ①2010年までに、交通事故死者数を490人以下にする。 ⇒ 450人(2008年)
- ②2010年までに、交通事故負傷者数を41,000人以下にする。 ⇒ 37,056人(2008年)
- ③2010年までに、交通事故件数を31,000件以下にする。 ⇒ 28,838件(2008年)

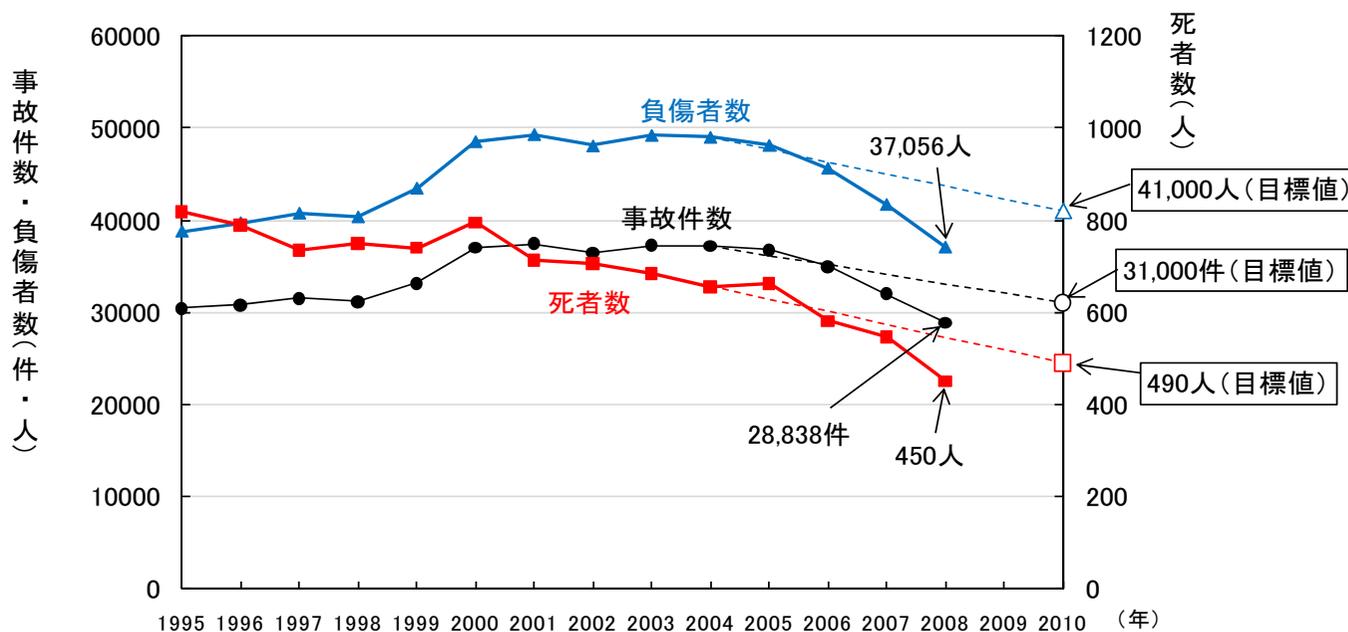


図1 数値目標の達成状況

出典)警察庁

交通安全に対する中期計画の中間評価(概要)②

【中期計画における対策の効果】

会員事業者へ交通事故防止に効果がある対策についてアンケートを行った結果、効果が大きかった対策は以下のとおり。

■安全運転教育の推進

社内での安全運転教育の推進、研修施設等での教育訓練の受講

■エコドライブの普及促進

デジタルタコグラフ等のEMS関連機器の導入、社内でのエコドライブ教育

■悪質違反对策

アルコールチェッカーの導入による管理徹底、運行管理や労務管理の徹底

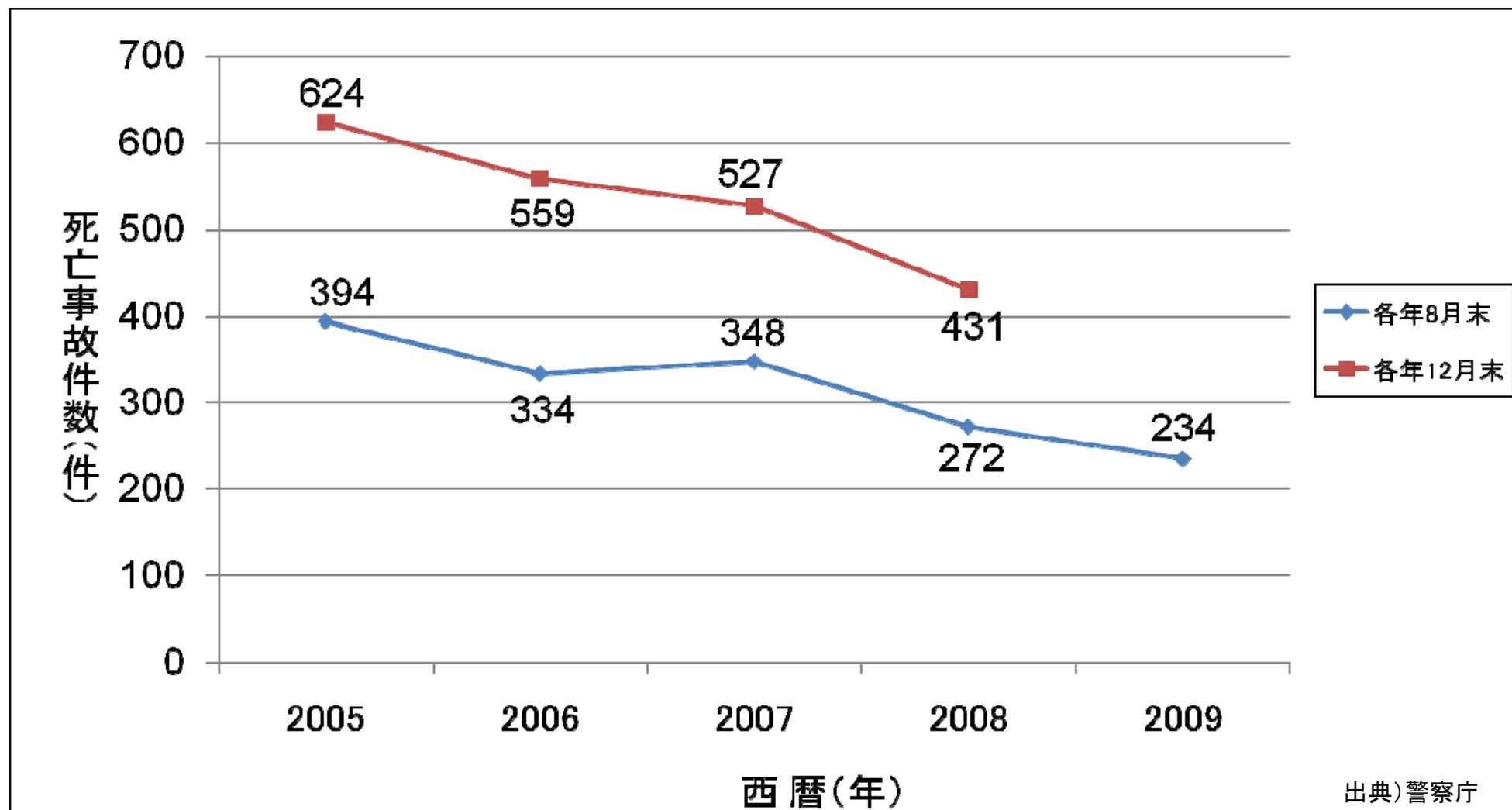
■適正化事業の強化・促進

Gマークによる意識改革

「トラック事業における総合安全プラン2009」の重点対策に位置づけ

事業用貨物自動車における第1当事者別死亡事故件数の推移

参考



※平成20年の事業用貨物自動車による死亡事故件数が、自家用貨物自動車(前年比▲12.5%)に比べ、約1.5倍(前年比▲18.2%)の顕著な減少

平成 21 年 5 月
自動車事故対策機構

NASVA 事業用自動車安全プラン 2009

～死者数・事故件数半減に向けての NASVA の取組み～

はじめに

平成 20 年中の交通事故による死者数は、5,155 人となり、平成 22 年までに交通事故死者数を 5,500 人以下とする「第 8 次交通安全基本計画」の政府目標が 2 年前倒して実現されました。しかしながら、未だに約 95 万人の方が、交通事故で被害にあわれております。

政府は、このような交通事故の状況を踏まえ、本年 1 月 2 日の麻生総理の談話において示された方針に基づき、今後 10 年間を目途に、更に交通事故死者数を半減させ、2,500 人以下とする新たな目標を掲げました。

国土交通省は、この政府目標に基づき、本年 3 月の「事業用自動車総合安全プラン 2009」において、自動車運送事業における今後 10 年間の目標を①死者数半減、②人身事故件数半減、③飲酒運転ゼロと設定し、関係業界に対して目標達成のための施策への協力を要請しました。

独立行政法人自動車事故対策機構（略称：NASVA（ナスバ））は、平成 15 年の設立以来、事業用自動車等の運転者に対する運転適性診断と運行管理者等に対する各種指導講習を中心とした事故防止事業を行ってきました。また、平成 18 年 10 月の運輸安全マネジメントの導入を機に、これらに加え経営者及び安全統括管理者等を対象に、社内における運輸安全マネジメント体制の構築に役立つよう、全国 50 支所において「NASVA 安全マネジメント講習会」等をこれまでに 377 回開催し、17,000 名を超える方々に受講していただきました。

今般、NASVA は国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2009」に掲げられた目標の達成に向けて、自動車運送事業者の事故防止活動を総合的に支援する「NASVA 事業用自動車安全プラン 2009」（～死者数・事故件数半減に向けての NASVA の取組み～）を以下のとおりとりまとめました。

今後、NASVA は、このプランに基づき政府目標の早期達成に向け強力に事業を展開していきます。

I 国土交通省「事業用自動車総合安全プラン 2009」と「NASVA 事業用自動車安全プラン 2009」との対比表

事業用自動車総合安全プラン 2009(ナスバ関連抜粋)		NASVA 事業用自動車安全プラン 2009
今後取組むべき課題等	施 策	NASVA の 取 組 み
1. 安全マネジメント (1) 評価対象の中小規模事業者への拡大 ① 実施の目途：年内 ② 施策の位置付け：安全体質の確立	【国土交通省】 安全マネジメントの評価の対象を(安全統括管理者等の義務付け対象外である)中小規模事業者にも拡大。 この場合、以下のような公共性の高い事業者及び安全性のレベルが低い(社会的に影響の大きい事故を惹起した等)事業者から優先的に実施。	○ 運輸安全マネジメント調査事業 ・ 目的：NASVA は、国土交通省の協力要請を受けて、事業用自動車の事故防止など輸送の安全確保・向上に資することを目的とした運輸安全マネジメント調査を、本年 10 月を目途とし、運用を開始します。 ・ 調査実施主体：全国 9 主管支所とする。 ・ 調査員：調査員は、自動車運送事業の遂

	<ul style="list-style-type: none"> ① 乗合事業者で、乗合車両を100両以上保有する事業者 ② 専ら都市間の移動を目的とした運行を行う高速バス及びツアーバス事業者 ③ 第一当死亡事故を惹起した事業者 ④ 危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した事業者 	<p>行に必要な法令に関する知識を有する者を選任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者： 全事業者（乗合、貸切、乗用（個々を除く。）及び貨物自動車運送事業者）のうち、調査依頼があった事業者とする。なお、対象事業者は、営業所単位ではなく、企業単位とする。 ・ 調査方法： 事前調査（書面審査）及び現地調査で構成する。 ・ 調査料金： 料金については、有料とする。 <p>○ 安全マネジメント調査事業を開始した後に、優良事業者認定事業（仮称）を開始することを検討する。</p>
<p>(2) NASVA の活用</p>	<p>【国土交通省、(独)自動車事故対策機構 (NASVA)】 安全マネジメント評価に当たって、NASVA を活用</p>	
<p>(3) 安全マネジメント講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施の目途： 1～2年以内 ② 施策の位置付け： 安全体質の確立 	<p>【事業者団体】 安全マネジメントを浸透させるための講習会を、定期的（例：半期毎等）に実施。また、NASVA の実施する安全マネジメント講習会等の受講費用に対する助成を拡充</p>	<p>○ 安全マネジメント講習の拡充と強化 国土交通省及び各関係団体との連携をさらに密にし、これまで、NASVA が実施している安全マネジメント講習を大幅に拡充・強化する。</p>
<p>2. 運行管理制度</p> <p>(3) 上級講習(仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施の目途： 1～2年以内 ② 施策の位置付け： 安全体質の確立、IT 新技術の活用 	<p>【NASVA 等の講習実施機関】 運行管理者の更なるスキルアップのため、以下の内容をカリキュラムとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の新技術の運行管理への活用 (2) 運行管理者が、適性診断に基づき適切な指導を行うための指導方法等 	<p>○ 運行管理者制度</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国土交通省及び各関係団体との連携をさらに密にし、従来から NASVA が実施している安全マネジメント支援ツール講習の強化・拡充する。 (2) 運行管理者等一般講習を活用して運行管理者が適性診断結果に基づき適切な指導を行うため、NASVA のカウンセリング手法等を盛り込んだテキストに改訂する。
<p>(7) 運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施の目途： 1～2年以内 ② 施策の位置付け： 飲酒運転の根絶 	<p>【NASVA 等の講習実施機関】 運転者に対する飲酒運転防止の指導を充実させるため、関係機関と協力して、アルコールに関する専門的な教育を、運行管理者講習等で実施</p>	<p>○ 運行管理者等指導講習におけるアルコールに関する専門的教育 運行管理者等基礎講習及び一般講習において、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アルコールに関する記述内容を充実する。 (2) 飲酒運転によって発生した事故事例等を周知する。
<p>4. 運転者対策の充実・強化</p> <p>(2) 事故歴等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施の目途： 1～2年以内 ② 施策の位置付け： 飲酒運転の根絶 	<p>【国土交通省】 新規採用運転者の指導・監督に関して、以下のとおり告示・通達を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運送事業に係る事故歴を把握した場合には、適性診断（特定診断）を確実に受診させること。 	<p>○ 運転者の受診体制の強化 経営者及び運行管理者等に対して、講習会等あらゆる機会を通じ、事故歴がある新規採用運転者の確認を確実にを行うよう啓蒙するとともに、各支所で実施している適性診断（特定診断）を確実に受診させる。</p>

II 目標達成に向けての実施計画

上記の「NASVA 事業用自動車安全プラン2009」を踏まえ、目標達成に向けた実施計画を、次のとおり実施します。

1. 適性診断業務関係

任意診断：3年に1回以上
一般（定期）



インターネットを活用した新診断システム「ナスバネット」（24時間365日事業所内で実施）の普及・促進



- ・ 3年に1回の受診から毎年受診への拡大
- ・ カウンセリング付一般診断（定期診断）受診の普及・促進

義務診断			
初任	適齢	特定I	特定II



地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れを無くす。



地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者等及び運転者として新たに採用する者の過去の事故歴が確認された場合、受診漏れを無くす。



対象者受診率100%へ

2. 指導講習業務関係

任意講習
基礎講習



運行管理者以外の運送事業従事者への受講促進



運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、すべての従業員に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を増加させる。

義務講習	
一般講習	特別講習

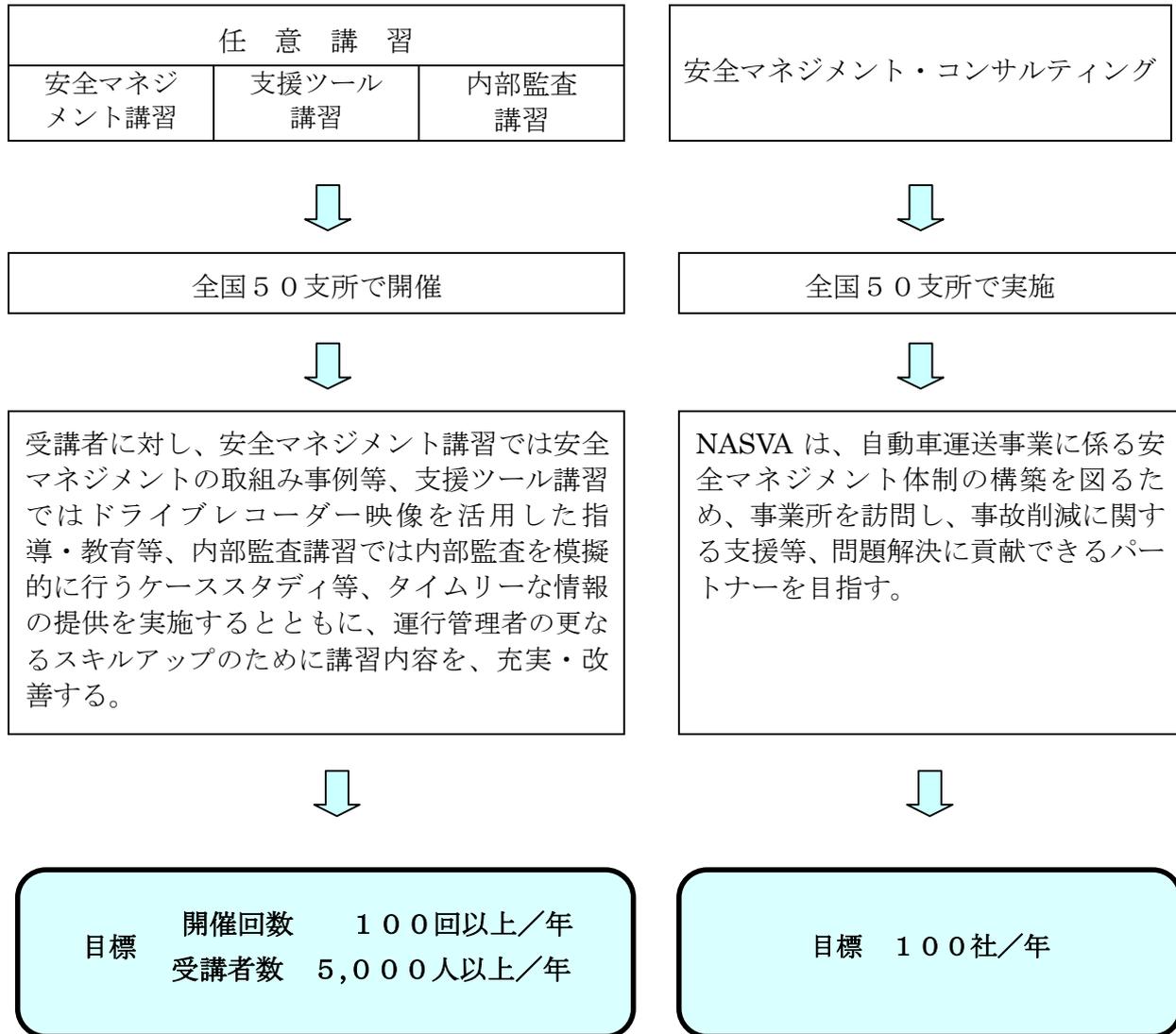


運送事業者のニーズを十分に把握し、アルコールに関する専門的教育、SAS（睡眠時無呼吸症候群）等に関する情報、視聴覚教材等の講習内容を見直し充実させる。
地方運輸局等との連携強化により受講漏れを無くす。



対象者受講率100%へ

3. 安全マネジメント業務関係



おわりに

NASVAは、運転者に対する適性診断業務、運行管理者等に対する指導講習業務、加えて経営者に対する安全マネジメント業務を推進し、自動車事故防止のトータルソリューションを強力に展開します。

事業用自動車総合安全プラン2009の概要

Plan

事業用自動車の事故削減目標の設定

- ・ 10年間で死者数半減（平成20年513人を10年後に250人）
- ・ 10年間で人身事故件数半減（平成20年5万6千件を10年後に3万件）
- ・ 飲酒運転ゼロ

Do

目標達成のため当面講ずべき措置

安全体質の確立

- ・ 安全マネジメント評価を中小規模事業者にも拡大
- ・ メールマガジンの発信等による事故情報の共有
- ・ 運転者の労働環境の改善

等

コンプライアンスの徹底

- ・ 監査要員のさらなる増員
- ・ 行政処分の強化
- ・ 処分逃れの防止

等

飲酒運転の根絶

- ・ アルコールチェッカーの義務付け
- ・ アルコール・インターロックの普及

等

IT・新技術の活用

- ・ ASV技術の開発・普及
- ・ 衝突被害軽減ブレーキの義務化の検討
- ・ ドラレコ、デジタコの一層の普及促進

等

道路交通環境の改善

- ・ 交差点改良や歩道、中央帯の整備、信号器改良
- ・ 防護柵等の整備
- ・ 生活道路への通過交通を抑制する対策

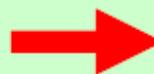
等

PDCA
サイクル

Check

フォローアップ会議を設置

毎年、関係者間で施策の進捗状況、
目標の達成状況等を確認



新たな施策を検討

Act

交通事故死者数が第8次交通安全基本計画の目標を下回ったことに関する 内閣総理大臣(中央交通安全対策会議会長)の談話

平成21年1月2日

昨年1年間の交通事故死者数は、5,155人でした。平成22年までに交通事故死者数を5,500人以下とする「第8次交通安全基本計画」の目標を、2年前倒して達成しました。

近年の交通事故死者数の減少は、シートベルトの着用者率の向上や、飲酒運転の根絶等に向けた取組を始めとする政府、地方自治体、関係民間団体、地域の方々の努力の成果であります。この間、交通事故防止に御尽力いただいた方々に感謝いたします。

また、平成15年からの10年間で、交通事故死者数を半減し、5,000人以下にするという政府目標を掲げております。その実現も、間近となりました。

しかしながら、いまだに多くの方が、交通事故で亡くなっていることは、憂慮すべきことです。

新たな年を迎え、私は、今後10年間を目途に、更に交通事故死者数を、半減させる決意をいたしました。

この目標の実現は容易ではありませんが、政府、関係団体、国民を挙げて力を結集し、世界一安全な道路交通の実現を目指してまいります。

そのためには、高齢化が更に進むことを考えると、高齢者に対する対策に重点的に取り組まなければなりません。また、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進、安全かつ円滑な道路交通環境の整備に力をいれます。

国民の皆様の、御理解と御支援を、お願いいたします。

中央交通安全対策会議会長
内閣総理大臣 麻生 太郎

「運輸安全マネジメント調査事業」について

運輸安全マネジメントは、全ての運輸事業者において経営トップ自らが全社的な安全性の向上のための取組を主導し、企業全体に安全意識の浸透を図るとともに、現場の声を安全性の向上等に継続的に反映させること等により、計画的に企業全体の安全性の向上を図るための仕組みです。この制度は、平成17年多く分野の運輸事業者に事故・トラブル等が多発したことから運輸事業者の安全管理の体制について国が監視する体制を構築し、国と事業者が共に運輸事業の安全を高めることを目的として、平成18年10月に導入されました。そして、その実施状況については、国が行う「運輸安全マネジメント評価」によって確認することが柱となっています。

NASVAにおいても、運輸安全マネジメントの導入当初から東京で開催する「運輸安全マネジメントセミナー」をはじめ、全国50支所において「NASVA安全マネジメント講習会」等を開催し、その普及促進に努めてまいりました。しかしながら、自動車運送事業については、事業者数も多く事業規模にも大きな格差があること等から安全マネジメントが十分に浸透したとは言い難い状況にあります。

こうした中、本年3月、国土交通省において「事業用自動車総合安全プラン2009」が策定され、安全マネジメント評価対象を中小規模事業者までに拡大するとともに、この安全マネジメント評価に当たっては、NASVAも一定の役割を果たす旨の期待が示されました。NASVAとしても、この「事業用自動車総合安全プラン2009」を受け、事業用自動車の事故防止など輸送の安全確保・向上に資することを目的とした「運輸安全マネジメント調査事業」を、本年10月を目途に開始できるよう、現在準備を進めているところです。

この事業は、運送事業者の皆様からの個別の要請に基づいて、専門の訓練を受けたNASVAの調査員が、顧客社内における安全マネジメントの実施状況について、事前の書面調査と事業所訪問調査により実施することとしています。本調査に要する費用は、お客様に負担して頂くことを予定しています。

NASVAは、本事業を通じて事業者の皆様の内における安全マネジメント体制の構築をお手伝いし、自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献します。

NASVA 運輸安全マネジメント評価概要

○ 安マネ評価対象事業者

→ NASVAの評価を希望する全ての自動車運送事業者（ただし、個タクは除く）

○ 評価内容

→ 国の「運輸安全マネジメント評価」に準じ運輸安全マネジメント評価ガイドラインに沿った方法で安マネ実施状況を評価する。なお、評価員は運輸安全マネジメントに関する研修を受けたNASVA職員（安全評価員）が当たり、調査結果は国に報告。

○ 評価実施主体

→全国9主管支所（当面は、本部において支援）

○ 評価方法

→事前審査（書面審査）と現地審査で構成

現地審査は、本社における経営トップ等に対するインタビューと記録の確認及び営業所1箇所での安マネ実施状況審査

○ 評価に要する費用

→有料

○ 公表

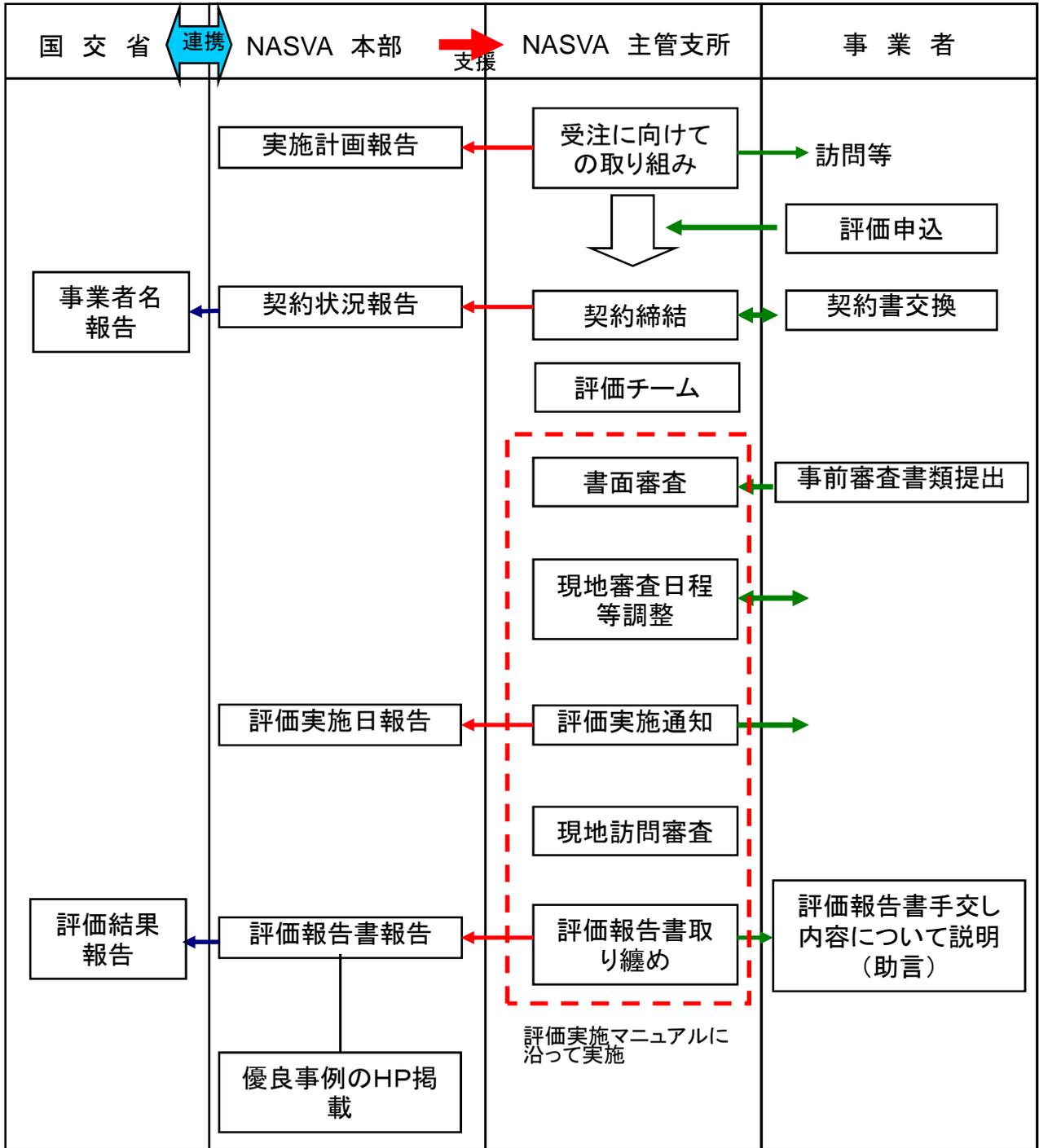
→非公表（ただし、優良事例は事業者了承の下、HP等で紹介）

○ 開始時期

→本年10月中を目途に準備中

（平成21年10月16日付け通達「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」に基づく「運輸安全マネジメント評価認定機関」の認定を受け次第実施）

評価の流れ(イメージ)



○料 金: 評価料として税込み180千円、
加えて評価員の交通費として実費を收受
(ただし、交通費には限度額あり)

○安全評価員: 国土交通省運輸安全監理官室
主催の安全マネジメント[初級]研修修了者等
が評価を行う